



みなさまご無沙汰しています。前原彩です！

昨年6月から産休に入っていましたが、今年4月に復帰しました。
4月ののっけから子どもたちが発熱しまくりでどうなることやら…と思いましたが、やっと落ち着いてきました。と、書いている途中に、なんと保育園から呼び出しの電話です。ひゃー！！

しかし、こんなことでめげてる場合ではありません！皆様に少しでも貢献できるようにがんばりますので、これからもよろしくお願いいたします！



残業したことを立証する証拠が多様化！！



近時、過労死や高度プロフェSSIONAL制度の強行採決など、労働

時間をめぐるニュースをよく目にします。当事務所でも、従業員や元従業員から残業代を請求された企業様のご依頼をよく受けています。

残業をしたことの証拠は近時多様化しています。企業としては、従業員側が提出してくる証拠の特徴を踏まえつつ、無駄な残業をさせないように注意することが必要です！

また、2020年に改正民法が施行されますが、**改正後は、未払い賃金請求の時効が5年に延長**される可能性が高いです。5年分一気に請求などされたら悲惨な事態になりますので、**あらかじめの対策が必須**です。

【最近の残業代の証拠はこんなに進化している！】

■残業代証拠レコーダー

これはアプリで自動的に残業代の証拠を作成、保存できるという恐るべきものです。

このアプリを使って、勤務先や得意先などを登録すると、勤務先等に滞在していた時間を自動で記録するシステムになっています(詳しくは <https://zanreko.com/feature/>)。

■残業証明アプリ

これもアプリです。勤務地を登録すると、GPSを使って勤務地にいた時間を記録し、残業時間や残業代を自動で計算してくれるというシステムになっています(詳しくは <http://残業証明アプリ.com/manual.html>)。

【対策はこれだ！！】

上記はいずれも主に「会社にいた時間」を記録するものです。しかし、会社にいた時間＝労働していた時間、とは言い難い事案も散見されます。そこで企業側としては、就業時間に帰社するよう明確に指示し、残業の必要がある場合には、申請書&上司からの承認という形をとって、無駄な残業を防ぐことが重要です！

(文責:前原 彩)

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐 <https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋舎番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



不動産の価値ってどうやって調べるの？

ご家族が自宅を残してお亡くなりになった場合、法律的にはご自宅の相続が発生します。遺言書も見つからなかった場合、相続人の方は、残された自宅をどうするかの話し合いをしなければなりません。そんな時によく起こり得る問題が、その自宅にどれだけの価値があるかということです。

そこで今日は、どんな方でも簡単に不動産の価値を調べる方法をご説明します。

1 固定資産評価額

1つ目は、固定資産評価額をみることです。

固定資産評価額とは、主に固定資産税を算出するために出された評価額を言います。土地については、査定額として最も信頼性の高い不動産鑑定士が査定した価額の7割くらいの金額が固定資産評価額であることが多いです。そのため土地のおおよその時価額は固定資産評価額を0.7で割った価格ぐらいと考えて良いです。次に建物については、再建築価格(もう一度同じものを建設する費用)から経過年数に応じた消耗状況を考慮して減価した金額が固定資産評価額です。

この固定資産評価額は、市町村から届く固定資産税納税通知書で確認することができます。「家を探したけど通知書がない！」という場合は、管轄の市町村の役場の窓口に行けば、固定資産評価証明書の交付申請をすることができます。この証明書は相続人の方も取得することができます。(なお、固定資産税評価額と時価の差が激しい不動産もありますので詳細は専門家へのご相談をお勧めします。)

2 無料査定

2つ目は、不動産会社の無料査定を利用することです。お知り合いの不動産会社がいればお知り合いに聞くのが一番よいと思います。また、インターネットで検索すれば、不動産の無料査定をおこなってくれる会社のWebサイトがたくさんあります。こちらを利用すれば不動産の価値を簡単に調べることができます。

不動産のおおよその価値を簡単に知りたい方はこちらの方法を選択するのも良いと思います。

以上が、不動産の価値を簡単に調べる方法でした。ご自宅の価値が気になった方も是非一度調べてみてください。

(文責:松本 達也)





船橋のおすすめのお店

本日は、生まれた時からずっと船橋に住んでおります、弁護士の松本が船橋のおすすめのお店をご紹介します。



1 軒目 屋台屋 博多劇場 船橋店 (船橋市本町 1-32-3 2F)

まず 1 軒目にご紹介するのは、博多劇場さんです。店内は博多の屋台風の内装になっており、博多料理が楽しめるため、船橋にいながら博多を旅行している気持ちにさせてくれます！！

おすすめは何といっても一口鉄鍋餃子です。一人前で餃子が6個入りなのですが一人当たり3人前くらいは毎回頼んでしまいます。最高のビールのお供です。グループ会員になると、一杯目の飲み物をドデカ(通常の3倍くらい)に変えてもらえますので、会員になることをお勧めします。

店員さんも明るくて元気な気持ちになれるので、皆さん是非とも足を運んでみてください！！



2 軒目 三代目麺処まるは極 (船橋市本町 1-32)

2 軒目にご紹介するのは、三代目麺処まるは極さんです。1 軒目にご紹介した博多劇場の真下にあるラーメン屋さんで、船橋で飲んだ時は々によくここに来ます。このお店は地元船橋の食材にこだわっていて、船橋産の小松菜がラーメンやつけ麺のトッピングに使われています。

おすすめは鳥白湯ラーメンと、味噌つけ麺です。つけ麺の麺は平打ちでスープによくなじみます。つけ麺の大盛りはボリュームが凄いので、々で注文する際には注意が必要です。私はボリュームの凄さを分かっているのにだいたい大盛りにしてしまいます 笑

サイドメニューの錦爽鶏のから揚げも絶品なので、おなかに余裕があれば是非とも食べてみてください！！

1 軒目の博多劇場に行った後は、是非そのままの流れで、こちらでラーメンを食べてみてはいかがでしょうか。



まだまだ船橋にはおすすめのお店がたくさんありますので、また機会がありましたらご紹介させていただきます。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐https://yotsubalegal.com/

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋呑番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

受付時間:午前9時~午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。



代表弁護士大澤一郎の

「ワインが苦手な人のための ワインの選び方」

～第11回 赤ワイン「シラズ」～



第11回です。過去のコラムは当事務所サイトのニュースレターバックナンバーをご覧ください。

当事務所ニュースレターバックナンバー <http://www.yotsubasougou.jp/240/vol100/>

今回は、赤ワインのブドウ品種「シラズ」です。ご紹介するのは「イエローテイル・シラズ」です。柏駅近くのドン・キホーテで678円で売っていました。

味わいとしては「濃い感じ」という表現が一番しっくりくるのではないかと思います。いつもの赤ワインとちょっと違うワインを飲みたいときなどにお勧めです。「スパイシー」「濃い果実味が前面に出る」というようなイメージです。

イエローテイルのシリーズは様々な種類が販売されています。赤ワインだと他の品種の方が有名かもしれませんが。気分を変えたいときなどに、「シラズ」のワインもよいと思います。

赤ワインを1本飲みきれなかった時には、翌日にカクテルづくりなどもお勧めです。



「イエローテイル・シラズ」

赤ワインをコーラで割るのもお勧めです。白ワインや赤ワインをコーラで割るとするのはあまり一般的ではないかもしれませんが、意外とおいしいです。レモン、ライムを入れてもよいかもしれません。15年ほど前、イタリアのシチリアに旅行に行った際に、白ワインにコーラを入れて飲んでいるイタリア人おじさん4人組位のグループを見かけました。その時にワインにコーラを入れた飲み物を初めて見ました。

「なんでワインにコーラを入れているのだろう」と眺めていたら、よつばらったイタリアおじさんが白ワインにコーラが入った飲み物を作ってくれました。最初に氷をグラスにたくさん入れて、次に、白ワインをグラスに注ぎ、最後にコーラをどぼどぼどぼっと入れて作ってくれました。とてもおいしかったです。

その他、コーラを使ったカクテルと言えば、キューバ・リブレ(ラムコーク)などもありますね。

コーラを使ったカクテルは、夏と相性がよいような気がします。もし赤ワインが残った場合には一度試してみたいかがでしょうか。

【お問合せ】よつば総合法律事務所 ☎0120-916-746(フリーダイヤル) ✉info@yotsubasougou.com 🌐<https://yotsubalegal.com/>

【柏事務所】〒277-0005 千葉県柏市柏1丁目5番10号 水戸屋客番館ビル4階(マツモトキヨシの向かい)

【千葉事務所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番地13号 千葉大栄ビル7階(野村証券のビル)

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談 発行責任者大澤一郎(千葉県弁護士会所属登録番号29869)

【広告】本ニュースレターは当事務所と関わりのある方、当事務所の弁護士と名刺交換をさせていただいた方等に原則送付していますが日本弁護士連合会が定める「業務広告」に該当する可能性がありますので「広告」である旨の表記を本ニュースレター下部にしています。